

## 富谷市地域公共交通活性化協議会設置要綱

## (設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条に規定する地域公共交通計画及び関連する計画（以下「交通計画」という。）の作成又は変更及び実施に関する協議を行い、もって本市における交通政策の推進を図るため、同法第6条第1項の規定に基づき富谷市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 交通計画の作成及び変更に関する事項
- (2) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本市の交通政策に関する事項

## (組織)

第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、関係機関又は本市の職員その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

## (会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により決定する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、会長は、緊急の必要があり会議を招集することが困難なとき、その他やむを得ない事情があるとき又は軽微な事項について協議する場合であつて、会議を招集する暇がないと認めるときは、委員に期日を定めた書面を送付し、委員の過半数が当該期日までに回答することをもって会議に代えることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、富谷市企画部企画政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年5月12日から施行する。